

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)

平成24年6月1日時点

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において実施するとされた事項					
1	自動車保管場所標章の受領方法の見直し	自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署に出頭しなくても自動車保管場所標章を受領できることとするため、申請代理人が自動車保管場所標章を都道府県警察本部で一括して受領することを可能とする。	平成23年度	警察庁	都府県警察に対し、「OSSを利用した自動車保管場所証明に係る申請に対する自動車保管場所標章の交付方法について」(平成22年5月21日付け警察庁丁規発第29号・警察庁交通局交通規制課長通達)を发出し、自動車保有関係手続のワンストップサービスを利用して申請等が行われた場合には、自動車の保管場所の位置を管轄する警察署に出頭しなくても、申請代理人が自動車保管場所標章を都府県警察本部で一括して受領する仕組みとすることを可能とする措置を講じた。
2	インターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策の強化	平成22年3月に総合セキュリティ対策会議で取りまとめられた報告書を踏まえ、インターネット・オークション事業者等に対する盗品の製造番号に係る情報提供及び窃盗犯等の検挙活動等の推進に向けて、事業者等と連携したインターネット・オークションにおける盗品の流通防止対策を講じていく。	平成23年度	警察庁	総合セキュリティ対策会議において、盗品の処分先としてインターネット・オークションの利用が増加しており、特にカーナビについてはその傾向が顕著であるため、盗品カーナビの流通防止対策を講じることが喫緊の課題として挙げられ、平成22年3月に同会議報告書に関係事業者等と連携した盗品カーナビの流通防止対策等について提言された。同報告書を受け、以下の措置を講じた。 (1) 報告書において、盗品識別のための取組みとして例示されたもののうち、カーナビメーカー等が保有する製造番号の規則性に関する情報の提供等について、関係事業者に対して要請を実施した(「盗品カーナビゲーションの流通防止対策の推進について」(平成22年5月19日付け警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局捜査第一課長連名文書))。 (2) 都道府県警察に対し、(1)の要請を踏まえた対策を指示した(「盗品カーナビゲーションの流通防止対策について」(平成22年5月20日付け警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課長、警察庁生活安全局生活安全企画課長、警察庁刑事局捜査第一課長連名通達))。
3	EDINETの提出時間延長	増資の訂正届出書の提出について、受理時間の延長要望があった場合に、19時まで個別に対応する。また、その旨を開示ガイドラインに記載することにより、利用者に対し明確化を図る。	平成22年度	金融庁	平成22年6月4日、「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)」を改正し、「電子開示手続時間の延長」という項目を設け、発行価格等の決定に伴う訂正届出書を提出する場合等において、やむを得ない理由により午後5時15分までに電子開示手続を終了できない場合は、所要の手続きを経た上で午後7時まで延長できることを明示した。
4	各省庁・財務局等における登録会社等一覧のホームページ公表内容について、統一の基準での公表	利用者の利便の向上のため、金融庁で各財務局における公表様式の統一化を図る。	平成22年度	金融庁	平成23年3月末までに、金融庁及び各財務局等のHPで公表している登録会社等一覧について、公表様式の統一化を実施した。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
5	有価証券届出書及び発行登録追補書類の様式(手取金の使途)と、記載上の注意の不整合について	平成22年4月に施行された「金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令」により、会社法第199条第1項に基づく自己株式の処分等を取得勧誘類似行為と規定したことを踏まえ、有価証券届出書に記載すべき有価証券の手取金の使途が新規発行による有価証券に限らなくなることから、有価証券届出書等の様式の表現について適切に見直しを行う。	平成22年度	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、有価証券届出書等の様式において「新規発行」と表記されている部分(例えば、「手取金の使途」)には、「自己株式の処分」が含まれる旨を明確化した(平成22年12月28日施行)。
6	企業内容等の開示に関する内閣府令記載上の注意の改正	重要事象等を含む「事業等のリスク」の記載時点について、継続開示書類における取扱いを統一化する。	平成22年度	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、四半期報告書・半期報告書に記載すべき「事業等のリスク」の記載時点を、有価証券報告書(事業年度末日)と同様に、提出日現在から「四半期連結会計期間末日」・「中間連結会計期間末日」とした(平成22年12月28日施行)。
7	食料油や加工食品に含まれるトランス脂肪酸の表示の促進	事業者が情報開示を行う際の指針となる「トランス脂肪酸の情報開示に関するガイドライン(仮称)」を取りまとめる。 これと並行して、食品事業者に対し、包装容器や自社HP、商品紹介の機会等、様々な場面を通じて、トランス脂肪酸に関する自主的な情報開示の取組を進めるよう要請する。	平成22年度	消費者庁	食品事業者による自主的な情報開示を促進するため、消費者庁において「トランス脂肪酸の情報開示に関する指針」を取りまとめ、公表した(平成23年2月)。
8	ブロードバンドサービスの全国整備	2015年頃を目途に、すべての世帯でブロードバンドサービスの利用を実現する「光の道」構想について、「光の道」の整備、国民の「光の道」へのアクセス権の保障等についての基本的な方向性をとりまとめる。	平成22年度 (措置済)	総務省	平成22年12月14日に「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」における議論を踏まえ、「光の道」構想に関する基本方針及び工程表を策定・公表。 当該基本方針等に基づき、関係法令等の改正を行った(電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第58号)等を平成23年11月に施行。) 現在は、過疎地域など未整備地域における光ファイバ整備等の各種政策を推進中。
9	電気通信役務利用放送法における登録手続きの簡素化	電気通信役務利用放送法に基づき、電気通信役務利用放送を行う際に、設備上の変更が無ければ、電気通信事業用途の権原をもって電気通信役務利用放送設備の利用における権原とみなすこととする。	平成22年度 (措置済)	総務省	平成22年6月に、電気通信役務利用放送の業務を行おうとする者の登録の際に、当該者の自設設備に何ら変更が無く、電気通信事業用途の権原に基づいて設備を利用できることが証されていれば、当該権原は電気通信役務利用放送用途の権原とみなすことを周知しており、平成23年に電気通信役務利用放送法(平成13年法律第85号)が廃止された後も、放送法(昭和25年法律第132号)に基づき同様の取扱いとしている。
10	統計調査の精度について判断基準の公表	平成17年に策定された「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を平成22年3月に改定し、「統計の品質に関する目標の設定」として、「各府省は(中略)客観的かつ定量的な指標についての目標を設定する」と新たに規定のうえ、各府省間で申し合わせる。	平成21年度 (措置済)	総務省	「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を平成22年3月25日に改正し、調査票の回収率や記入率、標本調査における非協力率等、確保されるべき定量的な指標を各府省において設定するとともに、当該指標を正当な理由なく達成できなかった場合の措置を予め定める努力を行うよう、申し合わせた。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
11	改正住民基本台帳法に対応した住民基本台帳システムの改修に係る財政措置について	「住民基本台帳システム改修に係る経費」として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行に対応するための、市町村における既存住民基本台帳システムの改修に係る経費について、所要の地方交付税措置を講じる。	平成22年度	総務省	平成22、23年度において、市町村における既存住民基本台帳システムの改修に係る経費のうち、標準的な所要経費については普通交付税措置を、それを上回る経費については所要の特別交付税措置を行った。平成24年度においても引き続き、所要の地方交付税措置を講ずることとしている。
12	企業年金における住基ネット情報の利用	企業年金が、企業年金基金連合会を通じて、住基ネットから加入者の住所情報等を取得できるようにする。	第174回国会法案提出	総務省 厚生労働省	【総務省】 平成23年8月10日に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成23年法律第93号)」が公布され、同法附則第9条で住民基本台帳法を改正し、企業年金連合会が、①自ら支給を行う者及び②厚生年金基金等から居住関係の調査の委託を受けた者の住所等の情報を住基ネットから取得できるようにしたところであり、措置済み。 【厚生労働省】 平成23年8月10日に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成23年法律第93号)」(年金確保支援法)が公布され、厚生年金法等を改正し、事業主が企業年金連合会に対し、給付の支給に必要な加入者の情報を住基ネットから収集し、整理又は分析する業務を依頼することができるよう、業務の委託規定を設けた。(公布日施行)
13	人を死亡させた罪の公訴時効の改正等	公訴時効制度については、人を死亡させた罪のうち、殺人等死刑に当たるものについて公訴時効の対象から除外し、懲役・禁錮に当たるものについて公訴時効期間を延長する。	平成22年度 (措置済)	法務省	公訴時効制度については、平成22年4月27日に「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(平成22年法律第26号)」が成立・公布され、人を死亡させた罪のうち、殺人等死刑に当たるものについては公訴時効の対象から除外され、懲役・禁錮に当たるものについては公訴時効期間が延長された。(公布日施行)。
14	景気動向の把握に関するムダについて	「管内経済情勢報告」、「地域経済産業調査」でヒアリング対象となっている企業等において、重複して同様のヒアリングを受けていることにより負担となっている場合のヒアリング方法等について、当該企業等の要望も踏まえながら、一つの省庁が代表的にヒアリングを実施する等の負担を緩和するための対応策を実施し、これを通じて調査の一層の効率化を図る。	平成22年度	財務省 経済産業省	「管内経済情勢報告」、「地域経済産業調査」でヒアリング対象となっている企業等において、重複して同様のヒアリングを受けていることにより負担となっている場合について、当該企業等の要望も踏まえながら、一つの省庁が代表的にヒアリングを実施する等の対応策を平成22年秋より既に実施している。
15	雇用保険事務の手続き及び申請方法についての電子化	現在は紙媒体でしか届出ができない離職票の発行を伴う、雇用保険被保険者資格喪失届の提出についても、電子申請で届出を行うことを可能にする。	平成22年度	厚生労働省	左記取扱いについては、平成23年11月28日より可能としたところである。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
16	社会保険診療報酬支払基金の事業費効率化	「審査支払機関の在り方に関する検討会」を平成22年4月から公開で開催しており、審査支払業務の質の向上、効率化の推進等により、国民の信頼に応えることができる審査支払機関の実現を図るため、今後のあるべき姿について議論している。 この中で、社会保険診療報酬支払基金に係る組織の見直しや国保連合会との競争の促進、審査支払業務の効率化、民間参入の促進について検討を行ったうえで、所要の措置を講じる。	平成22年度	厚生労働省	<p>○社会保険診療報酬支払基金では、「支払基金サービス向上計画(平成23～27年度)」(平成23年1月13日)を策定し、職員定員の削減やブロック単位への業務の集約など事業費の効率化に取り組んでいる。23年度は、職員定員の125人削減、資金管理業務の本部での一元化、ブロック単位の一部業務の集約化を行ったところである。</p> <p>○「診療報酬明細書等の審査及び支払に係る事務の委託先の変更について(平成22年12月28日保発第2号厚生労働省保険局長通知)」等において、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会いずれに対しても審査支払業務を委託できるようにし、審査支払機関の受託競争の環境整備を行ったところである。</p> <p>○「健康保険組合における調剤報酬の審査及び支払に関する事務の取扱いについて」の一部改正について(平成22年10月21日保発第5号厚生労働省保険局長通知)」において、対象薬局の追加手続を簡素化し、審査支払機関を経由しない調剤レセプトの直接審査の促進を行っており、現在15組合が民間企業に委託することで直接審査を行っている。</p> <p>○保険者による直接審査を推進するため、調剤レセプトに加えて、新たに医科・歯科レセプトの直接審査における紛争処理ルールを整備したところである(平成24年2月20日保発第1号厚生労働省保険局長通知)。</p> <p>○社会保険診療報酬支払基金では、適正な審査を推進する観点から、医科・歯科レセプトと調剤レセプトとの突合点検、複数月での縦覧点検を開始している(平成24年3月から実施)。</p>
17	健康保険被保険者証の券面表示の見直し(事業所名称、事業所所在地の記載省略)	健康保険組合の負担軽減の観点から、健康保険被保険者証における事業所名称及び事業所所在地の記載の義務付けの見直しを行う。	平成22年度	厚生労働省	健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令(平成22年厚生労働省令第98号)により、健康保険被保険者証の事業所名称と事業所所在地の記載の義務付けを廃止した。 (平成22年8月31日施行)
18	介護保険制度における書類・事務手続きの見直し	介護保険制度における書類・事務手続きについて、平成22年2月から3月にかけて厚生労働省ホームページにおいて募集した利用者、事業者、従事者、自治体関係者からの幅広い意見等を参考としつつ、適正なサービスの実施、不正の防止等の観点も踏まえながら、順次、必要な書類・事務手続きの見直しを行う。	平成22年度	厚生労働省	<p>平成22年2月から3月にかけて厚生労働省ホームページにおいて介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直しに関する意見募集を実施。提案された意見を整理するとともに、その結果概要の公表を行った。</p> <p>なお、早期に対応が可能なものについては平成22年7月関係機関に対して通知を发出し、周知を図った。〔「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について〕平成22年7月30日付 老介護0730第1号・老高発0730第1号・老振発0730第1号・老老発0730第1号)また、その他の提案された意見を参考にしつつ、介護保険法が改正され平成24年4月1日施行された。</p>
19	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(職業相談・職業紹介の手段の多様化について)	ハローワークインターネットサービスに掲載している求人に応募する際、求人事業者がハローワークの紹介状を希望している場合であって、求職者がハローワークへの来所が困難であるときには、紹介状をFAX等により送付することが可能であることにつき周知する。	平成22年度	厚生労働省	各地のハローワークを所管する都道府県労働局の職業安定課長及び職業紹介担当者に対する個別の業務指導の一環として(平成22年6月末から7月末まで)、左記の取扱いについて周知徹底を図った。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
20	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(採否結果の求職者への提供について)	求職者への採否の連絡につき、求人票記載の採否決定日までに連絡するよう求人事業主への指導を更に徹底するとともに、採否決定日までに求人事業者から採否の連絡がない場合は求職者の要請に基づきハローワークが求人事業主に対し確認し、その結果を求職者に伝えることにより対応していることを周知徹底する。	平成22年度	厚生労働省	各地のハローワークを所管する都道府県労働局の職業安定課長及び職業紹介担当者に対する個別の業務指導の一環として(平成22年6月末から7月末まで)、左記の取扱いについて周知徹底を図った。
21	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(求人への応募状況のインターネット等による提供について)	求人への応募者数等の応募状況の問い合わせにつき、窓口・電話での情報提供が可能であることにつき周知徹底する。	平成22年度	厚生労働省	各地のハローワークを所管する都道府県労働局の職業安定課長及び職業紹介担当者に対する個別の業務指導の一環として(平成22年6月末から7月末まで)、左記の取扱いについて周知徹底を図った。
22	確定拠出年金制度の加入者資格喪失年齢の引上げ	平成22年度の税制改正にて、企業型確定拠出年金における加入資格年齢の引き上げが認められたことを踏まえ、高齢者の雇用確保に資するため、60歳以降も引き続き雇用される者について、60歳から65歳までの間で各企業が規約で定める年齢まで引き続き加入することを可能とする。	第174回国会法案提出	厚生労働省	平成23年8月10日に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成23年法律第93号)」(年金確保支援法)が公布され、同法第4条で確定拠出年金法を改正し、確定拠出年金制度の加入者資格年齢の上限を60歳から65歳まで引き上げるとしたところであり、措置済み。(公布日から2年6ヶ月以内で政令で定める日に施行)
23	確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給要件等の緩和	60歳代前半の雇用の確保に資するため、確定給付企業年金法を改正し、60歳以降の退職時から老齢給付金の支給を可能とする。	第174回国会法案提出	厚生労働省	平成23年8月10日に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成23年法律第93号)」(年金確保支援法)が公布され、同法第3条で確定給付企業年金法を改正し、企業の選択により、60歳以降の退職に限って、退職時に老齢給付金の支給を開始する給付設計も認めるとしたところであり、措置済み。(公布日施行)
24	体外診断用医薬品を個人で輸入する際の、内規に基づく税関における個数制限の見直し	薬監証明を必要とせず、税関限りの確認で個人輸入出来る、体外診断用医薬品の個数については、その品目の使われ方に応じて定められるべきものと考えられるが、今後対応方針を明確にする。	平成22年度	厚生労働省	体外診断用医薬品を含む家庭用医療機器について、薬監証明を取得せずに個人輸入が可能な数量については、従来、一律一個までとしていたが、複数回の使用を行わなければ使用の目的を達成することが出来ない排卵検査薬等の体外診断用医薬品に関しては、見直しを行った結果、用法・用量からみて2ヶ月分までの数量については薬監証明を取得せずに個人輸入が可能である旨明確化した。 なお、このことについては、平成23年3月31日に「医薬品等輸入手続質疑応答集(Q&A)」について(厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課事務連絡)を發出して、各都道府県及び各地方厚生局等関係者に対して周知し、また、厚生労働省HP上の「医薬品等の個人輸入について」( <a href="http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0401-1.html">http://www.mhlw.go.jp/topics/0104/tp0401-1.html</a> )に掲載することで、広く周知した。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
25	保育室設置に係る避難設備設置基準の緩和	保育所の避難設備について、国の基準を参考に都道府県などが定めることを可能とする。	第174回国会法案提出	厚生労働省	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の成立により、保育所を含む児童福祉施設最低基準については「従うべき基準」、「参酌すべき基準」に分けられた。保育所の避難設備については、「参酌すべき基準」として、国の基準を参考に都道府県等が定めることとされ児童福祉施設最低基準の改正を含む、関係省令の改正を行った。(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令(平成23年厚生労働省令第127号。))平成24年4月1日施行)
26	試験研究用又は試薬として用いられる新規化学物質の輸入通関上の書面提出の簡素化	試験研究用又は試薬として用いられる新規化学物質を輸入通関する際、輸入者から税関に提出される書面については、捺印を求めないこととし、原本であることを問わないこととする。	平成22年度(措置済)	経済産業省	平成22年3月に「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に係る化学物質の輸入通関手続等について」を改正し、試験研究用又は試薬として用いられる新規化学物質を輸入通関する際に提出する書面について、捺印を求めないこととするとともに、写しによる提出も認めることとした。平成22年4月より実施。
27	電力設備から発生する磁界規制の創設	電力設備から発生する磁界について、曝露制限値を100マイクロテスラ(=1000ミリガウス)(50ヘルツ)、83マイクロテスラ(=830ミリガウス)(60ヘルツ)とする基準を定める。	平成22年度	経済産業省	電力安全小委員会電力設備電磁界対策WG報告書の提言を踏まえ、ICNIRPが公表した改訂ガイドライン(制限値(参考レベル)200マイクロテスラ)を採用し、電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)を改正した。それにより、変電所又は開閉所を設置するに当たっては、当該施設の周辺において測定した磁束密度が、200μT以下となるように設置しなければならないこととなった。平成23年3月31日公布、10月1日施行済。
28	道路法における道路占用許可手続きの簡素化・迅速化	道路占用許可手続きの簡素化・迅速化を図るため、地方自治体の道路管理者に対して、道路法施行規則に定める様式に統一すること及び申請書の受理から処分を行うまで原則として2～3週間の標準処理期間を設けて、速やかな処理を努めることについて、改めて周知を図る。	平成22年度	国土交通省	道路占用許可手続きの簡素化・迅速化を図るため、平成22年度において、平成22年10月14日開催の道路管理連絡協議会をはじめ、全国各地で開催される地方自治体が出席する担当者会議の場において、道路法施行規則に定める様式に統一すること及び申請書の受理から処分を行うまで原則として2～3週間の標準処理期間を設けて速やかな処理に努めることについて、改めて周知を行った。
29	国土交通省地方整備局発注の技術審査業務などの入札契約見直しについて	技術審査業務などの入札契約方式については、平成22年度からは全て総合評価方式(一般競争入札)に移行する。平成23年度からは、公共サービス改革法に基づく民間競争入札(市場化テスト)を行う。	平成22年度 平成23年度	国土交通省	平成22年度は、全発注案件を総合評価方式(一般競争入札)で実施した。平成23年度からは「公共サービス改革法」に基づく民間競争入札(市場化テスト)の手続きを経て、入札契約を実施している。
30	ホームページの検索機能の改善	ほしい情報がすぐに見つけることができるよう、国土交通省ホームページについて、検索機能の向上を図る。	平成22年度	国土交通省	検索機能の改善として、平成22年8月にホームページ用サーバ内の全データを検索対象とする機能を導入した。さらに、検索対象となり得る、別途サーバで管理するサイト(同一サイト別サーバ)についても追加設定等を行っている。なお、検索状況を踏まえ、インターネット運営関連会社に対し、カテゴリ(検索結果の分類)の登録・更新などの対応を実施している。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
31	廃棄物処理における「国内の処理等の原則」の撤廃	廃棄物処理法の改正により、廃棄物を委託して処理する事業者も輸入申告を可能とし、日本国内において処理することにつき相当な理由があると認められる場合には、自社の国外廃棄物に限らず、国外で排出された廃棄物を国内に受け入れて処理することを可能とする。	廃棄物処理法改正法施行日	環境省	当該事項については、平成22年の廃棄物処理法第15条の4の5第3項の改正により、措置済み。(平成23年4月1日施行)
32	廃棄物処理法に係る許可の欠格要件の見直し	廃棄物処理業等の許可の欠格要件に該当する場合のうち、廃棄物処理業等の許可を取り消された場合を、特に悪質な違反を犯して許可を取り消された場合に限定することにより、連鎖的な許可の取消しに対する手当てを行う。	廃棄物処理法改正法施行日	環境省	当該事項については、平成22年の廃棄物処理法第7条第5項、第7条の4第1項及び第14条の3の2第1項の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)
33	産業廃棄物収集運搬業許可の簡素化	許可手続の簡素化を図るため、以下の2点について、改めて地方自治体に対して周知を行う。 ・産業廃棄物収集運搬業許可の更新手続において、許可内容に変更のない場合に添付不要とされている「事業計画の概要を記載した書類」の提出を求めないようにする。 ・積替え・保管施設の設置・変更にあたって、周辺住民への説明会開催や同意書の取得を求めないようにする。	平成22年度	環境省	平成23年2月3日に開催された全国産業廃棄物所管課長会議において、当該事項について各自治体に周知済み。
「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項					
1	住民基本台帳カードを利用した行政機関等が発行する各種証明書の取得方法の見直し及び行政機関等が管理する各種登録番号の統一化	利用頻度の高く、週7日24時間入手できることにより国民の便益が高い行政サービスをオンライン又はオフラインで利用できることについて、新しい情報通信技術戦略の中で検討する。また、電子行政の共通基盤として、官民サービスに汎用可能ないわゆる国民ID制度を整備することについても同戦略の中で併せて検討する。	平成22年度検討開始	内閣官房	住民基本台帳カードを利用しコンビニエンスストア等から各種証明書を取得するサービスについて、対象自治体や証明書の拡大などの施策を整理し、「行政キオスク端末のサービス拡大のためのロードマップ」(平成23年8月3日 IT戦略本部決定)を策定。本ロードマップに基づき、導入自治体、設置場所、サービスメニューの拡大に向け、関係機関(自治体、コンビニ関連事業者等、制度所管府省)へのヒアリング等を実施しているところ。なお、コンビニでの戸籍関係証明書、各種税証明書の交付サービスを、一部の自治体においてそれぞれ平成24年1月、2月より開始。 国民ID制度に関しては、社会保障・税番号制度との共通部分に関しては両制度で共同検討しているところ。 また特に国民ID制度の観点から検討すべきであると考えられる次の3つの課題について、電子行政タスクフォースにて検討を実施。 (1)情報連携基盤等を活用した新たな行政サービスの推進 (2)マイポータル等における民間連携・民間活用の推進 (3)企業コードの整備・活用

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
2	民間事業者による行政情報の利用・活用を推進するための枠組みの構築	民間事業者による行政情報の利用・活用について、住民の手続負担の軽減、行政及び事業者の事務効率化等を図る観点から、国民ID制度の検討とあわせ、民間IDとの連携の可能性について検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論	内閣官房	国民ID制度に関しては、社会保障・税番号制度との共通部分に関しては両制度で共同検討しているところ。「社会保障・税番号大綱」(平成23年6月30日)において、番号制度の将来的な活用として、将来的に「国民が自らの意思で同意した場合に限定」した民間のサービス等への活用が挙げられ、「平成30年(2018年)を目標にそれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討」とされたところ。また特に国民ID制度の観点から検討すべきであると考えられる次の3つの課題について、電子行政タスクフォースにて検討を実施。 (1)情報連携基盤等を活用した新たな行政サービスの推進 (2)マイポータル等における民間連携・民間活用の推進 (3)企業コードの整備・活用
3	情報システムの政府調達に係る制度、指針、慣習等の見直し	ITを活用した行政の効率化、行政サービスの向上及び調達コストの低減等に資するべく、情報システムに係る政府調達の在り方について、検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論	内閣官房 総務省	IT投資管理の確立・強化について、「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月3日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定)が策定されたところである。同基本方針を踏まえ、今後、情報システムに係る政府調達の在り方について検討していく予定。
4	行政文書の開示請求手続き等に関する見直し	行政文書の開示請求手続を含む情報公開制度について、行政機関が保有する情報を公開し、意思決定過程の透明化を図る観点から、行政透明化検討チームにて、本制度を利用しやすいものとなるよう検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣官房 内閣府 総務省	行政透明化検討チームにおける検討結果のとりまとめ(平成22年8月24日公表)を踏まえ、情報公開制度を国民の知る権利の保障にふさわしい充実した内容のものとするための情報公開法改正法案を、平成23年4月22日に国会に提出したところである。
5	行政文書の保存期間に関する見直し	行政文書の保存期間について、公文書等の管理に関する法律に基づき、公布日から2年以内とされている施行日までに、政令で定められる各行政機関共通の保存期間の基準を公文書管理委員会で検討し、結論を得る。	平成22年度検討開始、平成23年度結論	内閣府※	各行政機関共通の行政文書の保存期間の基準等を定めた公文書等の管理に関する法律施行令(平成22年政令第250号)については、公文書管理委員会における調査審議を経て、平成22年12月22日に閣議決定し、平成23年4月1日から施行している。  ※閣議決定後に「内閣官房・総務省」から「内閣府」へ所管府省の変更があったもの。



「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
6	社会保障及び税に関わる番号制度の導入	平成22年2月より「社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会」において、社会保障及び税に関わる番号制度の導入を検討しており、複数の選択肢の整理等を行い、1年以内を目処に結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省	社会保障・税に関わる番号制度に関する検討会において、平成22年6月29日に「中間とりまとめ」を決定し、一定の結論を得た。更に検討を進めるため政府・与党社会保障改革検討本部の下に設置された社会保障・税に関わる番号制度に関する実務検討会において、番号制度の導入について検討しており、平成23年6月30日に、政府・与党社会保障改革検討本部において「社会保障・税番号大綱」を決定し、平成24年2月、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律案(マイナンバー法案)及び関係法案を国会に提出したところ。関連法案が平成24年通常国会で成立すれば、平成27年1月よりマイナンバーを利用開始予定。
7	地方行政に対する国庫の補助金廃止	現在、地域主権戦略会議において、国から地方への「ひも付き補助金」を廃止し、基本的に地方が自由に使える一括交付金にすることについて検討中である。地域主権戦略大綱(仮称)に、その基本的考え方を盛り込み、平成23年度から段階的に実施していくことを目指し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	内閣府 総務省	地域主権戦略大綱を平成22年6月22日に閣議決定。当該大綱の基本的考え方に基づき、地域の自由裁量を拡大するため、「ひも付き補助金」を廃止し、一括交付金化を段階的に実施していくこととした。平成23年度は、都道府県分を対象に、投資補助金の一括交付金化を実施(地域自主戦略交付金)。平成24年度は、都道府県分について、メニューを拡大したほか、政令指定都市に本交付金を導入した。
8	交通事故証明書に係る利用者負担の軽減	交通事故証明書の交付に関しては、既に平成22年4月1日に手数料を一部引き下げたところであるが、更なる利用者の負担軽減について検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	警察庁	利用者の負担軽減措置として、インターネットを利用した申請を拡大するため、HPの利便性向上のための改修(平成22年12月17日措置済)と広報用ポスターの掲示(平成23年1月実施済)を行った。
9	運転免許証更新時の教本配布の見直し	運転免許証更新時の教本配布の在り方について、公益法人に対する事業仕分けでの「実施機関を競争的に決定(事業規模は縮減)」という結論を踏まえたうえで検討を開始し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	警察庁	都道府県警察に対し、平成23年度中に一般競争入札等の競争性の確保された契約方法を導入するよう指示する通達を发出了(平成22年6月23日)。更新時講習の教本につき特定の教本名を例示した通達の見直しを行った上、再度通達を发出了(平成22年7月15日)。更新時講習の教本につき、記載されるべき内容を詳細に示した上、同内容について正確にまとめられたものを使用するよう指示する通達を发出了(平成23年5月12日)。
10	自動車教習所の料金に関する負担の軽減	自動車教習所の料金決定にかかる規制はなく、各自動車教習所において自由に決定し得るものであるが、今後、新たに免許を受けようとする者の負担を軽減する観点から、必要な措置を検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	警察庁	自動車教習所の料金については各教習所が判断するが、教習生(国民)が誤解や混乱することなく、適正な判断で教習所を選択できるよう、「全日本指定自動車教習所協会連合会」や「指定自動車教習所公正取引協議会」と連携し、適切な料金表示、表現方法等、正しい情報提供がなされるよう指導を継続した。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
11	運転免許の学科試験に係る内容の見直し	運転免許の学科試験については、各都道府県において、国家公安委員会が作成する教則の内容の範囲内で実施されているが、当該試験の内容が受験者にとって、簡潔で分かりやすいものとなっているかという観点から、内容の見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	警察庁	都道府県警察に対し、学科試験の問題の正誤や問題文がわかりづらくなるよう審査すること、安全運転をするために真に必要な知識に係る問題を作成・出題することを指示する通達を发出した(平成23年6月13日)。
12	海外不動産投資を行う保険会社の従属業務子会社にかかる従属要件の適用の緩和	海外不動産投資を行う従属業務子会社の要件を緩和することについては、保険業の公共性にかんがみ、保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保する観点を踏まえつつ、検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	現行の基準(議決権の総数保有)を満たさない場合であっても、「資金調達の総額の50%以上が保険会社及びその100%子会社により供給されている」場合には、従属業務子会社として認めることを内容とする告示改正を実施。(平成22年12月28日金融庁告示第136号。同日適用。)
13	銀行等に対する保険販売規制の緩和	銀行等に対する保険販売規制は、保険契約者等の保護を図りつつ利便性の向上を目指す観点から設けているものである。現行弊害防止措置は、今後実施するモニタリングの結果等を踏まえ、保険契約者等の保護や利便性の観点から、所要の見直しを行う。	平成22年度検討・結論	金融庁	弊害防止措置等については、モニタリング結果の収集・分析及び関係者からのヒアリング等を実施した上で、見直し案のとりまとめを行い(平成23年7月6日公表)、関係内閣府令等改正を実施した。(平成23年9月7日公布。平成24年4月1日施行。) <見直し内容> 融資先募集規制の対象商品から一時払終身保険等を除外するほか、預金との誤認防止措置について、実効性確保のための措置を講じる等。
14	銀行本体におけるリース業務の取扱い解禁	銀行本体でファイナンス・リース業務の取扱いを行うことについては、主要行・地銀の多くで既にファイナンス・リース子会社を保有していることから現時点でどの程度ニーズがあるかを確認しつつ、銀行法の他業禁止の趣旨や当該業務を認めた場合の銀行による優越的地位濫用の防止の必要性、リース業界との調整状況も踏まえつつ、検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	銀行本体によるファイナンスリースを解禁する「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(平成23年5月17日)・公布(平成23年5月25日)。 平成24年4月1日施行。
15	企業内容等開示府令の改正(発行登録制度におけるプログラム・アマウント方式の柔軟化)	発行登録制度におけるプログラム・アマウント方式の柔軟化について、機動的・弾力的な有価証券の発行による資金調達を可能とする一方、投資家の投資判断における十分な予見可能性を確保するといった要請を考慮しつつ、発行予定期間の延長、発行残高の対象となる有価証券の範囲の拡大等について検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	発行登録書の発行予定期間内に償還が予定される、過去の募集により発行された社債の償還額等の記載を可能とするため、発行登録書の様式を改正する方向で手続を進め、平成24年度中に内閣府令を改正する予定。
16	金融庁ホームページの適格機関投資家の公表方法における該当条項を示した専用のリストによる個社名での公表	適格機関投資家に該当するために届出(年4回)を要する者については、当該者が適格機関投資家であることを市場に対して周知を図る観点から、当該者を金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条第8項に基づき、官報に公告するとともに、市場に対して一層の周知を図る観点から、金融庁のHPにおいて任意で公表している。一方、金融商品取引業者、銀行及び保険会社等についても、適格機関投資家であることが一覧性をもって容易に確認することができる方策について検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	届出を要せずに適格機関投資家に該当する者についても、金融庁のウェブページで公開することとした(平成23年3月1日より実施)。
17	有価証券届出書に記載する財務諸表の必要年限の見直し	有価証券届出書において最近5事業年度(6か月を1事業年度とする会社にあつては10事業年度)の財務諸表を開示することにより、投資者に提出会社の業績等のトレンド情報を提供しようとするものであるが、投資者保護、海外における開示状況、提出会社の事務負担等を十分に踏まえつつ、開示期間の取扱いについて検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	外国会社については、最近5事業年度の財務書類(最近2事業年度は監査済)に代えて、最近3事業年度の監査済み財務書類の記載が可能となるよう有価証券届出書の様式を改正する方向で手続を進め、平成24年度中に内閣府令を改正する予定。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
18	外国会社の継続開示義務の免除要件の見直し	国内発行株券や優先出資証券(以下「株券等」という。)については、①償還期限がないため、所有者が25名未満という募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出した場合の継続開示義務の免除要件を充足することはきわめて困難なこと、②株券等が流通性が有しないものとして開示義務が免除された場合でも、再び一定の流通性を有することとなる場合(株券等の所有者が1000名以上(外形基準)となった場合)には再び開示義務が課されることから直近5事業年度の末日すべてにおいて所有者が300名未満の場合に限って開示義務を免除することとしているものである。 外国株券についてもその株主が少数である場合には継続開示を求める必要性は低いと考えることから、継続開示が行われなくなった場合における国内株主の保護等を十分に考慮しつつ、一定の要件を満たす外国会社の継続開示義務の免除について検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	外国会社について、最近5事業年度の全ての末日における株券の所有者数が300名未満である場合に、投資家への情報提供など投資家保護のために必要となる措置を講じつつ、継続開示義務を免除する規定を新設する方向で制度整備に係る検討を進め、平成24年度中に政令・内閣府令を改正する予定。
19	外国会社が金融商品取引法の規定により提出する財務計算に関する書類(財務書類)の作成基準の認可プロセス	審査の考え方の明確化については、ガイドライン等において公表を行う方向で検討する。 また、審査期間については、一律の決定ができるものかどうかを含め検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	検討の結果、外国会社の母国における開示制度・監査制度の運用状況の確認方法等、公益又は投資者保護の観点から解決すべき課題があることが判明。会計基準をめぐる国際的な動向も見極めつつ、引き続き慎重に検討を行っている。
20	決算関係報告書類の見直し	預金取扱金融機関による監督当局への決算関係報告書類のうち、他の報告書類と重複する項目等については、報告事務の簡素化の観点から、見直しを検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	監督当局への報告書類については、金融機関の事務負担軽減等の観点から見直しを行い、平成23年3月に2～3割の削減を実施した。(平成23年4月11日付「決算状況表等の取扱いについて」等の一部改正について)等) また、平成24年4月にも報告の削減・簡素化を実施した。(平成24年4月5日付「決算状況表等の取扱いについて」等の一部改正について)等)
21	各種報告書類の定期的な見直し体制の整備	預金取扱金融機関による監督当局への報告の簡素化については、定期的に資料徴求の必要性を検証する仕組みを導入することも含め検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	監督当局への報告書類については、金融機関の事務負担軽減等の観点から、平成22年7月28日付で「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、年1回の定期的な点検を行う仕組みを整備した(同日から適用)。
22	銀行法上の特定子会社の業務範囲の拡大	特定子会社の業務範囲について、資金を供給する業務として劣後ローンを認める方向で検討を行うほか、他の資金供給の方法についても別途検討を行う。	平成22年度検討・結論	金融庁	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第57号)において、特定子会社の業務範囲について、劣後ローンを含む資金の貸付け及び新株予約権の取得を追加(平成23年1月4日施行)。
23	銀行代理業の許可要件等に関する規制緩和	銀行代理業の兼業承認について、承認対象外とする銀行子会社の範囲について利益相反を防止する観点を踏まえ検討を行う。	平成22年度検討・結論	金融庁	銀行法施行規則(昭和57年大蔵省令第10号)第34条の37第6号ハの規定に基づく金融庁告示第138号において、銀行代理業の申請者が銀行の子会社(貸金業者等を除く。)である場合について、兼業承認基準を緩和(平成23年1月4日施行)。
24	有報・四半報提出の度に行われる引受証券会社による社債の引受審査の期間短縮に向けた具体的指針の提示	証券会社による引受審査の実効性を確保しつつ、証券会社が効率的に引受審査を行い、企業がより機動的に社債を発行することができるようにするため、重要な虚偽記載等のある目録見書を使用した場合の民事責任の免責規定における「相当な注意」の考え方について明確化を図ることの必要性が認められることから、「相当な注意」に関する具体的な指針を提示することの可能性を含め検討を行う。	平成23年度検討・結論	金融庁	発行登録制度における引受証券会社による継続開示審査手続の明確化を図るため、日本証券業協会「社債市場の活性化に関する懇談会」第1部会において検討が行われ、これを踏まえ同協会から、「証券会社による発行登録制度の下での社債の引受審査に関するガイドライン」が発出された(平成23年5月25日)。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
25	加工食品の原料原産地表示の義務付けの拡大	加工食品の原料原産地表示の義務付けについて、消費者委員会において議論いただけるよう、消費者庁として、調査・分析を進める。	平成22年度検討開始	消費者庁	JAS法に基づく品質表示基準を改正し、「黒糖及び黒糖加工品」及び「こんぶ巻」を義務化(平成23年3月31日)。消費者委員会において「原料原産地表示の拡大の進め方に関する調査会」を設置し、原料原産地表示拡大の進め方についての意見が取りまとめられた。消費者委員会からの意見を踏まえ、食品表示一元化検討会において、加工食品の原料原産地表示の拡大について検討している。
26	遺伝子組換え食品の義務表示の拡大	遺伝子組換え食品の義務表示の拡大について、国際的な対応状況等を踏まえ、諸外国とも情報交換し、十分研究を行い、検討する。	平成22年度検討開始	消費者庁	①海外における表示制度の運用実態、②日本の流通過程における「意図せざる混入」の実態について調査を実施(平成22年度～)。パパイヤ及びびパパイヤを主な原材料とする食品を遺伝子組換えの表示義務食品に追加(平成23年8月31日)。
27	健康や栄養に関する食品表示の制度の見直し	特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度のあり方を含め、いわゆる健康食品の表示の課題に関する検討を行い、とりまとめた論点整理については、消費者委員会に報告し、ご議論いただくほか、対応可能なものについては論点整理の結果を踏まえ必要な措置を講ずる。	平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論	消費者庁	平成21年12月より、健康食品の表示に関する検討会を開催し、特定保健用食品等健康増進法に基づく特別用途食品の表示制度のあり方などについて検討し、特定保健用食品の表示許可手続の透明化や許可後に生じた新たな科学的知見の収集などの論点整理を取りまとめた(平成22年8月27日公表)。論点整理を受けて「特定保健用食品の表示に関するQ&A」の公表(平成23年6月29日)など、表示の適正化に向けた措置を講じている。
28	官民連携による水道事業の国際展開に関する法的枠組みの整備	水道事業の国際展開について、地方公務員の協力の在り方も含めて、検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省	総務副大臣及び関係各省の政務官等をメンバーとする「地方自治体水道事業の海外展開検討チーム」を開催し、地方自治体の有する水道の運営・管理に関するノウハウを活用した海外展開について、幅広く課題を整理するとともに、必要な国の支援策を検討し、「地方自治体水道事業の海外展開検討チーム中間とりまとめ(平成22年5月)」として、その結果をとりまとめた。
29	2以上の事業を通じて1の特別会計を設けることのできる特例の拡大	上水道事業と下水道事業を一つの特別会計とすることについて、地方公共団体の意見等を伺いながら、関係法令の整合性や事業の経営状況の明確化等の観点も踏まえつつ、検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討開始、可能な限り早期に結論	総務省	既に多くの地方公共団体で上下水道部局の組織統合が進められていることから、これらの団体の経理の実情や意見・要望の調査など、特別会計のあり方について、財務適用の範囲の拡大と併せて具体的な検討を進めているところ。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
30	年度開始前の入札の容認	総務省において開催している「地方行政検討会議」における検討項目の一つとされている「財務会計制度の見直し」の中で、年度開始前の入札を可能とすべきとの提案を踏まえて検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省	「地方行政検討会議」における検討を踏まえてとりまとめがされた「地方自治法抜本改正についての考え方(平成22年)」においては、「財務会計制度との整合性を十分踏まえ、地方公共団体の実務に無用な混乱を生じないように配慮しつつ、透明性の向上と自己責任の拡大を図る観点から見直しを行い、その具体的な方策について引き続き検討していく」とされているところである。上記を踏まえ、提案の内容も含めて検討を行っているところ。
31	移動通信システム用700・900MHz帯周波数割当の国際協調	700・900MHz帯周波数を利用する移動通信に関する検討を進め、国際的に広く使用される予定の周波数割当とのハーモナイゼーションについて結論を得る。	平成22年度検討・結論	総務省	平成22年12月14日に「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」にて、ワイヤレスブロードバンドの実現のための周波数確保に向けた方針(国際周波数とのハーモナイゼーションを踏まえた700/900MHz帯における周波数割当の基本方針を含む。)を決定。900MHz帯に係る周波数割当計画の変更については、平成23年12月に、700MHz帯に係る周波数割当計画の変更については、平成24年4月に実施。
32	登記申請に添付する情報の簡素化	登記申請において、登記事項証明書等、登記所側で入手することが可能な情報については、申請人に提供を義務付ける添付情報としないなどの取扱いについて検討を行う。	平成22年度検討開始	法務省	平成22年9月に行った実務担当者レベルの会議において問題提起し、業務プロセスの見直しに伴う問題点の洗い出しとその対応策について、既に検討を開始している。なお、今国会に提出されている「行政手続における特定の個人等を識別するための番号の利用等に関する法律(案)」の整備法案には、商業登記の申請書の添付書面となっている登記事項証明書について、申請書に会社法人等番号を記載した場合には添付することを要しないこととする商業登記法の改正も含まれている。
33	教員養成課程の充実及び教員免許更新制の見直しについて	平成22年6月3日に開催された第72回中央教育審議会総会において、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」に関し諮問を行ったところであり、教員養成課程や教員免許更新制についても、その成果や課題を検証しつつ、新たな教員の資質能力向上方策の内容及び移行方針を具体化する中で、その在り方についても検討する。	平成22年度検討開始	文部科学省	中央教育審議会の下に設置された「教員の資質能力向上特別部会」において、教員の資質能力向上方策の総合的な検討が進められており、平成24年5月15日、「審議のまとめ」がとりまとめられた。「審議のまとめ」では、将来的な改革の方向性として、教員の高度専門職業人としての位置づけを明確にするため、教員免許制度を改革し教員養成を修士レベル化することが必要であるとし、当面の改善方策として、修士レベル化に向け、修士レベルの課程の質と量の充実、教育委員会と大学との連携・協働による研修の充実等段階的に取組を推進するとしている。また、教員免許更新制に関しては、10年経験者研修の法律上の実施義務の在り方との関係を含め、新たな免許制度の詳細な制度設計の際に更に検討を行うことが必要であるとしている。今後、中央教育審議会では、平成24年夏頃をめどに答申を取りまとめる予定。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
34	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(職業相談・職業紹介の手段多様化について)	ハローワークインターネットサービスに掲載している求人に応募する際、求人事業主がハローワークの紹介状を希望している場合であって、求職者がハローワークへの来所が困難であるときには、電子メールで紹介状を送付することについては、新たなコストの投入が必要となることから、その使用頻度も踏まえて検討し実施の適否の結論を得る。	平成22年度検討・結論	厚生労働省	各ハローワークを通して、求職者からの紹介状の電子メールでの送付要望の有無について調査を行ったが、ニーズがなかった。また、システム環境の整備や本人確認が困難であり、メールの誤送付等による個人情報の漏えいにつながる可能性など、情報セキュリティ上の課題も多いと判断されることから、実施を見送ることとした。
35	ハローワークの職業紹介手続きの簡易化と利便性の向上について(求人への応募状況のインターネット等による提供について)	求人への応募状況をインターネットで提供するためには、新たなシステムの構築が必要となり、予算上の措置も必要となることから、コストパフォーマンス等について精査する。	平成22年度検討・結論	厚生労働省	求人への応募状況についてのインターネットでの提供については、システム改修等に多大な費用がかかることから、実施を見送ることとした。なお、ハローワークの窓口においては、求人に対する職業紹介状況について、随時、情報提供しているところである。
36	医療の電子化推進による患者ごとの情報管理	個人が診療情報を入手出来る仕組みについて、モデル事業の成果を踏まえ検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省	患者が自身の診療情報を入手可能とすることは、内閣官房が中心となって検討を行っている「新たな情報通信技術戦略」中の「どこでもMY病院」構想で掲げられており、現在、IT戦略本部の企画委員会のもとに設置されている「医療情報化に関するタスクフォース」において議論されている。今後、「どこでもMY病院」構想の具体化に向け、平成23年5月に出された「医療情報化に関するタスクフォース報告書」に記載されている「今後のアクション」及び平成23年8月にIT戦略本部が決定した工程表改訂版に基づき、引き続き検討を行う。
37	処方せんの電子化	処方せんの電磁的な交付及び作成については、電子化した処方せんの閲覧環境の整備、記述様式やコードセットの標準化、障害時の対応、どの時点を以って交付等が成立したとするか等についての法解釈の変更を含めた対応など、検討すべき点が数多くあるが、その適切な仕組みをモデル的に実証し、検証した上で処方せんの電子化について検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省	処方箋の電子化については、これまで省内の医療情報ネットワーク基盤検討会において検討を行ってきており、その利点や問題点、解決すべき課題などについて、報告書(平成20年7月「処方せんの電子化について」および平成24年4月に「処方箋の電子化に向けて」)を取りまとめた。今後もモデル事業を実施する等、引き続き処方箋の電子化に向けた検討を行う。
38	重症熱傷の治療に使用する再生医療製品の普及	再生医療製品である自家細胞培養表皮については、保険診療において、20枚まで算定可能とされている。市販後調査等この製品の使用実態に基づく知見の集積を確認しつつ、20枚までとされている算定要件の見直しについて検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省	算定要件の見直しに関しては、学会等からの要望を踏まえて、必要に応じて検討を行うものであり、平成24年度診療報酬改定において、ヒト自家移植組織については、学会からの要望等を踏まえて、保険診療において、40枚まで算定可能となった。
39	薬局の薬剤師不在時の閉鎖方法の緩和(薬局全体の閉鎖から調剤室及び第1類医薬品陳列棚の閉鎖へ緩和し、薬剤師不在時でも第2類、第3類医薬品を販売できるようにする)	薬局には、医療提供施設として調剤を中心とした医薬品等の供給拠点としての役割が求められており、この観点を前提に、患者の利便性や医薬品の供給拠点としての薬局の位置づけ等を踏まえて、今後検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省	薬局の薬剤師不在時の閉鎖方法の緩和に関しては、平成22年度より検討を開始し、現在、関係団体と調整を行っている。引き続き関係団体と調整の上、検討を行う。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
40	ボイラー等の認定取消基準の見直し	ボイラー等の開放検査周期認定制度における認定取消期間は現行3年とされているが、業界から安全管理、安全対策等に関する現状を確認した上で、取消期間の在り方について検討を行う。	平成22年度検討開始	厚生労働省	取消事由がボイラー等の爆発等であるものについてはその取消期間を3年、その他は2年とすることとして、「ボイラー等の開放検査周期認定要領の一部改正について」(平成23年9月30日付け基発0930第2号厚生労働省労働基準局長通達)により措置した。
41	保安法令の適用方法	業界から個別の具体的な要望を踏まえ、労働安全衛生法に基づく許可申請の一層の合理化の可否について検討する。	平成22年度検討・結論	厚生労働省	特定防災区域内における第一種圧力容器であって一定のものに対して労働安全衛生法上の落成検査を省略することとして、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」に係る措置の実施について(平成23年3月30日付け基安発0330第1号厚生労働省労働基準局安全衛生部長通達)により措置した。
42	ゴルフ場での農薬使用届け等の一元化と情報開示	ゴルフ場の農薬使用者から国に提出される農薬使用計画書について、公表の方法や一部の都道府県に提出される計画書との関係の整理等、その取扱いについて検討し結論を得る。	平成22年度検討・結論	農林水産省	①「ゴルフ場における農薬使用の適正化について」(平成24年2月8日付け23消安第4981号消費・安全局長通知)を发出し、ゴルフ場事業者に次年度の農薬の使用計画等を都道府県知事宛てに報告するよう求めてきた通知を廃止し、ゴルフ場の農薬使用者からの農薬使用計画の提出は農林水産大臣宛てに一本化した。 ②また、「ゴルフ場における農薬使用者の農薬使用計画書の公表について」(平成24年2月8日付け23消安第4983号農林水産省消費・安全局農産安全管理課長通知)を发出し、国に提出された農薬使用計画書については、提出のあったゴルフ場の一覧をホームページで公表するとともに、農薬使用計画書のとりまとめ結果を本省及び地方農政局で閲覧できることとした。
43	加工食品原料のトレーサビリティの義務化	食品一般のトレーサビリティの義務付けについて、「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)に即して、関係省庁と連携し、検討を行う。  ※食料・農業・農村基本計画(抜粋) 第3. 食料、農業及び農村に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策 1. 食料の安定供給の確保に関する施策 (1)食の安全と消費者の信頼の確保 ②フードチェーンにおける取組の拡大 食品に係るトレーサビリティについては、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」に基づき、米穀等の取引等の記録の作成・保存の義務化を内容とするトレーサビリティ制度の導入を円滑に進める。さらに、国民の健康保護、適正な流通や表示を目指す観点から、米穀等以外の飲食料品についても、米穀等に係る制度の実施状況を踏まえ、入出荷記録の作成・保存の義務付け等について検討し、その結果に基づいて制度的な対応措置を講じる。	平成22年度検討開始	農林水産省	米および米加工品については、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成21年法律第26号)により、平成22年10月から取引等の記録の作成・保存の義務付けを実施した。また、米穀等以外の飲食料品についても、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、米穀等に係る制度の実施状況を踏まえ、トレーサビリティ制度の義務付け対象の拡大に向けた検討を進めていく。
44	再生可能エネルギー導入に関する補助金制度が一览できるホームページの作成	申請者への分かりやすさの観点から、再生可能エネルギーの導入に関する補助金制度について、各省庁の制度を一覧にするホームページの作成の検討を行う。	平成22年度検討・結論	経済産業省	平成23年7月にホームページをリニューアルしたことに伴い、住宅太陽光発電の補助制度について、申請者が国と自治体の両方の補助制度を検索できるように、全国の自治体が実施している補助制度をホームページに掲載。 また、経済産業省や都道府県が実施している、住宅用太陽光発電以外の補助金についても掲載を行った。 <a href="http://www.enecho.meti.go.jp/saieo/support/index.html">http://www.enecho.meti.go.jp/saieo/support/index.html</a>

「[国民の声集中受付月間(第1回)]において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
45	ヒートポンプ式高効率給湯器の導入支援について	昨年秋の事業仕分けの結果を踏まえ、現行の補助制度については平成22年度上期をもって廃止された。新たな普及策については、国による支援の必要性も含めて検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省	ヒートポンプ式高効率給湯器は、平成22年上期の導入支援事業廃止後も普及が進んでいる。さらなる普及促進のため、新たにヒートポンプ給湯器のトップランナー基準を設けることとしている。現在その基準の内容について中間とりまとめが整ったところであり、平成24年度中に法令整備を実施予定。 また、ヒートポンプの飛躍的な効率向上を目標として、次世代ヒートポンプシステムの研究開発を、22年度から引き続き実用化に向けた支援を行っている。
46	輸入貨物の返送に係る輸出許可の不要化	我が国では、外国為替及び外国貿易法に基づき、国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められる貨物の輸出又は技術の提供に当たっては、経済産業大臣の許可が必要とされている。返品のための輸出又は技術の提供を行う場合においても、輸出者は輸出する貨物や提供する技術が経済産業大臣の許可が必要であるか否かの確認を行う必要があるが、返品のための輸出等については、事業者の負担を軽減するため、一定の条件の下で、厳格な該非判定を要しない輸出についても包括許可に含めることを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省	返送に係る輸出等については、適正な輸出管理を行っている輸出者に対する個別許可取得に係る負担を緩和すべきとの考え方に基づき、従来からの輸出者の要望も踏まえつつ、平成22年12月6日付けで「包括許可取扱要領」の一部改正を行い、一般包括許可の適用対象としたところである。(平成23年4月1日付施行)
47	映画のデジタル化、デジタル配信の促進	知的財産戦略本部において、デジタル化・3D化の促進について明記した知的財産推進計画2010を決定したところであり、今後具体的な方法などについて検討する。	平成23年度検討・結論	経済産業省	映画のデジタル化、デジタル配信の促進の具体的方法として、平成22年度補正予算により商店街等における映画館のデジタル化の支援を実施し、デジタル・コンテンツの流通を可能とする地域拠点を整備した。
48	音の商標について、他人の著名な旋律・楽曲の登録除外することについて(パブリックドメインに落ちた著名な旋律・楽曲の登録のような不当な利益を得るための登録の排除)	「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」における議論を踏まえつつ、他人の著名な楽曲からなる音の商標の登録の可否を含め、音の商標の保護の在り方について検討を行う。	平成22年度検討開始	経済産業省	平成22年7月に、産業構造審議会知的財産政策部会商標制度小委員会において、他人の著名な楽曲からなる音の商標の登録の可否を含め、音の商標の保護の在り方について検討を開始し、引き続き関係団体との意見交換等を実施しているところ。
49	通訳案内士制度の見直し	通訳案内士制度(全般)の見直しについては、平成21年6月より抜本的な見直しも視野に入れた検討を行うために「通訳案内士のあり方に関する検討会」を開催しており、平成22年6月を目途に結論を得る。	平成22年度結論	国土交通省	閣議決定において掲げられた事項については、検討会の結論を受けて「総合特別区域法」に通訳案内士法の特例措置を設けたことで措置済みであり、地方公共団体に対して総合特別区域制度の活用を働きかけているところ。 なお、平成24年度は、外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応するため、通訳案内士以外の者による有償ガイド行為を可能とするための特例措置を規定した「総合特別区域法」や同様の特例措置を規定した「沖縄振興特別措置法」及び「福島復興再生特別措置法」の着実な実施を図るとともに、通訳案内士に対する専門性を高めるための研修等ガイドの質の向上に関する事業を行い、引き続き訪日外国人旅行者3,000万人時代の実現に向けて通訳案内士制度の充実を図る。



「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
50	国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空会社による貨物チャーター便の運航容易化	関空、中部等の我が国拠点空港の貨物ハブ化を後押しする観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送における第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航の容易化について検討する。	平成22年度検討・結論	国土交通省	従前、第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航申請に際しては、本邦航空会社がこれに反対しない旨の書面(ノン・オブジェクションレター)を必要としていたが、平成22年10月31日より、相互主義の確保がなされていることを前提に、ノン・オブジェクションレターを廃止し、第三国の航空企業による貨物チャーター便の運航を容易化した(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日国空第1769号・国空事第463号))。
51	国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーター便の運航容易化	関空、中部等の我が国拠点空港の貨物ハブ化を後押しする観点から、相互主義の確保に配慮しつつ、国際航空貨物チャーター輸送におけるフォワーダー・チャーターの運航の容易化について検討する。	平成22年度検討・結論	国土交通省	従前、フォワーダー・チャーターの運航については、荷主の突発的輸送需要に対応する目的のものであること等を要件としていたが、平成22年10月31日より、相互主義の確保がなされ、かつ、航空自由化が実現している国・地域との間については、フォワーダー・チャーターの運航を認めることとした(「本邦を発着する国際チャーター便の運航について」(平成22年10月22日国空第1769号・国空事第463号))。
52	有価証券による宅建業者営業保証金の保管替えの容認	有価証券をもって営業保証金を供託している場合も保管替えが可能となるよう、宅地建物取引業法及びその関係法令の改正を行う方向で、関係機関との検討を開始する。	平成22年度検討開始 平成23年度結論	国土交通省	有価証券をもって営業保証金を供託している場合の保管替えの容認については、関係機関との検討の結果、現時点では、対応に見合う需要が見込まれないため、必要性を踏まえながら、引き続き検討を行うこととした。
53	政令で定める市毎に提出が義務付けられている産業廃棄物収集運搬業の許可申請手続きの簡素化	事務面や経費面の効率化の観点から、申請方法の統一化、簡素化を図ること、または一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合は都道府県単位での許可制に改めること等許可の合理化を図ることについて、具体的対応を行うべく検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	環境省	現在国が示している許可申請書の標準書式の使用について、平成23年3月31日付事務連絡(「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」)により、各自自治体に対し、改めて依頼したところ。 また、一の政令市の区域を越えて広域的に収集運搬する場合には、原則として都道府県知事の許可を受ければよいこととする許可の合理化については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第27条第1項の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)
54	産業廃棄物の提出条件の統一化について	マニフェスト交付等状況報告書の提出条件を各自自治体で統一することについて、具体的対応を行うべく検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	環境省	マニフェスト交付等状況報告書については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則において、既に全国統一の様式を定めているところである。しかしながら、自治体によっては、当該事務の実施に当たり独自に条例を制定しているところもあることから、平成23年3月31日付事務連絡(「産業廃棄物管理票交付等状況報告書及び産業廃棄物処理業許可申請時の添付書類に関する書類の統一について」)により、各自自治体に対し、法定の統一様式の遵守について、改めて依頼したところ。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
55	廃棄物処理法に係る許可手続の電子化・簡素化	多量排出事業者による報告等の電子ファイルによる提出等を推進するため、具体的対応を行うべく検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	環境省	当該事項については、環境省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第5条(別表第2)及び第7条の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)
56	容器包装リサイクル法へのデポジット制度等の導入	「リユース」や「デポジット」の本邦への導入可能性について検討する研究会における、デポジット制度を導入したペットボトルのリユース実証実験等の結果を踏まえ、びんなどの他の容器についても検討を行う。	平成22年度検討開始、結論を得次第措置	環境省	平成22年2月に「我が国におけるびんリユースシステムの在り方に関する検討会」を立ち上げ、びんリユースシステムの課題や解決方法についての議論を行った。昨年度は地域内でびんリユースを行う実証事業を実施し、今年度も引き続き実施する。この中で効果的な回収方法としてどのような手法が考えられるかについて検証していく予定。
57	動物殺処分の改善	動物愛護管理法の次期見直しの中で、動物殺処分の改善方法等について包括的に検討を行い、結論を得る。	平成23年度検討・結論	環境省	動物愛護管理制度の見直しを審議している動物愛護管理のあり方検討小委員会(平成22年7月15日設置)において、動物殺処分の改善方法等についても検討しているところ。 自治体施設内で実施される殺処分の方法について、 ○動物の肉体的・精神的苦痛の軽減並びに実施職員の精神的負担の低減及び安全確保等に配慮して、適切な手法を使い分ける必要がある ○具体的な手法に係る基準については、(社)日本獣医師会等の専門機関において示されることが望ましいとの内容で平成23年内に報告書を取りまとめた。
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において実施するとされた事項					
1	自動車の保管場所証明申請時における所在図の廃止	自動車の保管場所の位置と自動車の使用の本拠の位置が異なる場合を除き、自動車保管場所証明書への所在図(自動車保管場所証明書の交付の申請に係る使用の本拠の位置並びに当該申請に係る場所付近の道路及び目標となる地物を表示した当該申請に係る場所の所在図)の添付を不要とする。	平成23年度	警察庁	自動車保管場所証明の申請等を行うに当たり、自動車の使用の本拠の位置と保管場所の位置が同一である場合には、申請書等への所在図の添付を省略することができるよう「自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則」の改正を行った(平成22年国家公安委員会規則第6号、平成22年11月5日公布、平成23年7月19日施行)。
2	「有価証券届出書」における売出人の住所記載	個人情報保護に配慮し、個人である売出人の住所記載については、有価証券届出書の記載上の注意(企業内容等の開示に関する内閣府令)において市区町村までの記載で差し支えない旨を規定する。	平成22年度	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令及び外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令を改正し、売出人が個人である場合、有価証券届出書等に記載すべき売出人の住所については、詳細な記載を求める一方で、有価証券届出書等を公衆縦覧に供する際は、市区町村までの表示とすることとした(平成22年12月28日施行)。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
3	有価証券届出書(2号の4様式)の株式公開情報に含まれる「第四部株式公開情報第2第三者割当等の概況」取得者の概況に記載する内容を、一定の条件の下で簡略化すること	有価証券届出書において「株式公開情報」として記載が求められている「第三者割当等の概況」のうち「取得者の概況」については、投資者保護上の観点から、重要性の認められない第三者割当について柔軟な記載が可能となるよう検討を行う。	平成22年度	金融庁	「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第58号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、株式公開前に従業員に対して新株予約権が付与され、かつ、その個数が少ない場合における、新規公開時に提出する有価証券届出書の【株式公開情報】【第三者割当等の取得者の概況】の記載については、これらの従業員の人数及び新株予約権の総数のみの記載とすることとした(平成22年12月28日施行)。
4	委託放送事業の制度見直し・手続きの簡素化	衛星放送のうち、一般衛星放送(BS放送及び東経110度CSデジタル放送以外の衛星放送)については、認定制から登録制とし、委託放送事項の変更の許可及び委託放送事業者の地位の承継の認可は、届出制とする制度改革を実施する。	第174回国会法案提出	総務省	放送法等の一部を改正する法律が平成23年6月30日に施行され、衛星放送のうち、一般衛星放送(BS放送及び東経110度CSデジタル放送以外の衛星放送)については、認定制から登録制とし、委託放送事項の変更の許可及び委託放送事業者の地位の承継の認可は届出制とする制度改革を実施した。
5	外国人漁船員の雇用条件の緩和	平成21年の通常国会において成立した入管法等一部改正法の施行に伴う上陸基準省令等の一部改正(平成22年7月から施行)により、漁業協同組合を監理団体として漁業を営む機関に技能実習生を受け入れることを可能とする。	平成22年度	法務省	出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令(平成21年法務省令第53号)等により、漁業協同組合を監理団体として漁業を営む機関に技能実習生を受け入れることを可能とした。(平成22年7月1日施行)
6	総合評価方式の導入の推進	在外公館施設の新営工事において、総合評価方式の導入を行う。	平成21年度 (措置済)	外務省	平成21年度より、在外公館施設の新営工事の施工業者選定にあたって、総合評価方式による入札を導入した。
7	未成年者がタバコを買い戻す顔認証の自動販売機の認証取り消し	たばこの自動販売機については、たばこ規制枠組条約第16条第1項の規定を踏まえ、未成年者喫煙防止の観点から成人識別自販機の導入を促進しているところである。 顔認証方式のたばこ自動販売機については、未成年者を成人と誤認する事案が発生していることから、平成22年3月10日に判定の変更を行い、未成年者を成人と誤認することがないように改善を加えた最新ソフトを搭載した自販機のみを顔認証方式の成人識別自販機として認めることとする。	平成21年度 (措置済)	財務省	顔認証方式のたばこ自動販売機については、未成年者を成人と誤認する事案が発生していることから、平成22年3月10日に判定の変更を行い、未成年者を成人と誤認することがないように改善を加えた最新ソフトを搭載した自販機のみを顔認証方式の成人識別自販機として認めることとした。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
8	外国人の生活・就労に必要な日本語等を習得する機会の保障	定住外国人の子どもを含む外国人に対する日本語教育の在り方等については、「定住外国人の子どもに関する政策懇談会」の委員の意見を踏まえ、定住外国人の子どもに関する基本方針として「文部科学省の政策のポイント」を取りまとめる。 そのうち、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容等については、文化審議会国語分科会の日本語教育小委員会における検討を踏まえ、各地域における現場の実情に沿った日本語教育を具体的に編成・実施する際の参考として、標準的なカリキュラム案を取りまとめる。	平成22年度 (公表・措置済)	文部科学省	定住外国人の子どもを含む外国人に対する日本語教育の在り方等については、「定住外国人の子どもに関する政策懇談会」の委員の意見を踏まえ、定住外国人の子どもに関する基本方針として、平成22年5月に「文部科学省の政策のポイント」を取りまとめた。この中で、定住外国人の児童生徒を対象とした日本語指導体制の整備とともに、学校外における学習支援として、大人に対する日本語学習の充実について記載している。 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の目標及び標準的な内容等については、文化審議会国語分科会において、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について(平成22年5月19日)、「標準的なカリキュラム案 活用のためのガイドブック」(平成23年1月25日)、「標準的なカリキュラム案 教材例集」(平成24年1月31日)、「生活者としての外国人」に対する日本語教育における日本語能力評価について(平成24年1月31日)を取りまとめた。
9	社会福祉法人が運営する認定こども園が行う会計処理の簡素化	社会福祉法人が認定こども園を運営する場合には、学校法人会計基準によらず、法人として求められる社会福祉法人会計基準により会計処理を行うことを可能とする。	平成22年度 (措置済)	文部科学省	学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第2号)の成立により、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人について、社会福祉法人会計基準によることができることにした。
10	認定こども園の認定基準の都道府県条例への委任について	認定こども園の認定基準を都道府県の定める条例に委任する。	第174回国会法案 提出	文部科学省 厚生労働省	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)の成立により、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第3条において規定されていた認定こども園の認定要件については、都道府県の条例で定めることとされた。〔平成24年4月1日施行〕
11	カカオ豆に関し、食品、添加物等の規格基準における検体の見直し	食品衛生法に基づく食品の規格基準における、カカオ豆中に残留する農薬等の検査部位に関し、 ①2006年5月のポジティブリスト制度導入時に欧州各国の基準値を参照して暫定的に基準値を設定した26農薬、 ②ポジティブリスト制度導入時に一律基準までの分析が困難と考えられる農薬としてそれぞれの定量限界に相当すると考えられる値を一律基準に代わる基準として規定した70農薬、 ③個別の基準値が設定されておらず、一律基準(0.01ppm)が適用されるその他の全ての農薬 についてカカオ豆の検査部位を「外皮を取り除いた豆」とする。	平成22年度	厚生労働省	①②③全てについて、食品安全委員会の食品健康影響評価が終了した農薬から、順次検査部位を変更していくこととしている。 現在、①のうち、ピフェントリンについて平成24年中の告示改正を目指して作業を進めている。
12	事業所ごとに行う雇用保険の諸手続について、本社での一括処理について	雇用保険に関する事務をその事業所ごとに行うというのは、事業所を管轄する安定所の長に届出等を提出するという趣旨であり、届出等の書類作成等の事務を行う場所が個々の事業所である必要はなく、本社において事業所ごとの書類を作成し、各事業所管轄の公共職業安定所に対して郵送や電子申請による届出を行うことは可能であることを周知徹底する。	平成22年度	厚生労働省	本社を管轄する公共職業安定所の窓口等において事業主に対し、随時情報提供し、周知の徹底を図っているところである。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
13	確定拠出年金業務における個人情報取扱いの一部緩和(移換未了者情報に関する取扱要件の一部緩和)	企業型確定拠出年金の加入資格喪失後、個人型確定拠出年金への資産移換の申出を行っていない者に対して、事業主が申出を行うよう促すために必要な場合は、当該運営管理機関は事業主に対して本人の同意を得ずに個人情報を提供できることを通知において明確化する。	平成21年度 (措置済)	厚生労働省	平成22年2月26日に「確定拠出年金制度について(平成13年8月21日年発第213号)」(年金局長通知)の一部を改正し、事業主からの依頼に基づき、当該事業主の企業型年金の実施に係る業務の遂行に必要な範囲内において、加入者等の個人情報を提供できることをみとめたところであり、措置済みである。
14	電子化に対応したレセプトの活用を促進するための以下のレセプトの様式・記載要領の見直し A 調剤レセプトへの処方医療機関コード記載の義務付け B 行われた診療行為の実施日記載の義務付け	A 平成22年度より、処方せん・調剤レセプトに医療機関コードを記載することとしている。 B 現在、診療行為年月日の記載は義務付けていないが、次期診療報酬改定にあわせて平成24年度から診療行為年月日を記載することとする。(なお、準備のため平成22年度より周知)	A 平成22年度 (措置済) B 平成24年度	厚生労働省	A:平成22年度より、処方せん・調剤レセプトに医療機関コードを記載することとした。 B:平成22年度より、診療行為年月日の記載の義務付けについて周知しており、平成24年4月からは、記載が義務付けられている。
15	マッチング拠出の解禁(確定拠出年金制度の改善)	平成22年度の税制改正にて、企業型確定拠出年金における従業員の掛金拠出がみとめられたことを踏まえ、拠出限度額の枠内、かつ事業主の掛金を超えない範囲で、加入者の提出を可能とし、これを所得控除の対象とする。	第174回国会法案 提出	厚生労働省	平成23年8月10日に「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(平成23年法律第93号)」(年金確保支援法)が公布され、同法第4条で確定拠出年金法を改正し、従業員によるマッチング拠出をできるようにした。(平成24年1月1日施行)
16	学校法人等が運営する認定こども園が行う会計処理の簡素化	学校法人等社会福祉法人以外の者が認定こども園を運営する場合には、社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書等に代え、それぞれ学校法人会計基準又は企業会計基準に基づき作成が可能な資金収支計算分析表の作成により会計処理を行うことを可能とする。	平成22年度 (措置済)	厚生労働省	保育所の設置認可等について(平成12年3月30日児発第295号)を改正し、学校法人会計基準に基づき会計処理を行っているものについては、従前作成が必要であった社会福祉法人会計基準に定める資金収支計算書等に代え、学校法人の会計基準に基づき作成が可能な資金収支計算分析表の作成によることが出来ることにした。 また、学校法人会計基準の一部を改正する省令(平成22年文部科学省令第2号)の成立により、認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所を設置する社会福祉法人について、社会福祉法人会計基準によることができることにした。
17	高圧ガス認定完成検査実施者の軽微変更工事の拡大	コンビナート等保安規則第14条第1項等を改正し、一定の検査能力を有する事業者(認定完成検査実施者)について、「軽微な変更工事」の範囲を保安上問題のない範囲で、一定程度拡大する。	平成21年度 (措置済)	経済産業省	認定完成検査実施者が行う変更工事について、一定の要件を満たした工事を「軽微な変更の工事」として認めるよう、関係する省令を平成22年3月19日に改正し、平成22年3月31日付けで施行した。
18	工場立地法の緑地面積変更に関わる手続の見直し	工場立地法では、30㎡未満の生産施設面積の増加については変更の届出が不要となっている。保安上の問題などに対して急ぎ対処が必要な場合には、「10㎡以下の緑地の減少」を軽微変更として取り扱うことを旨とする産業構造審議会の報告書をもとに、工場立地法施行規則等の見直しを行う。	平成22年度	経済産業省	緑地の削減によって減少する面積の合計が10平方メートル以下のものであって、保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限っては、工場立地法施行規則第九条に基づく軽微な変更として変更の届出提出を不要とする改正を行った。 (平成22年6月30日施行)

「「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
19	電気工作物の対象外とするボイラーの範囲拡大	工場等における少量の蒸気を利用した発電設備の普及促進を図る観点から、排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、当該ボイラーの最高使用圧力が2メガパスカル以下であって、最大蒸発量が10トン毎時以下等の条件を満たすものについては、電気工作物として取扱わないこととする。	平成22年度 (措置済)	経済産業省	「排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて(内規)」を改正し、工場等における少量の蒸気を利用した発電設備の普及促進を図る観点から、排気を発電用以外の用途にのみ供する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、当該ボイラーの最高使用圧力が2メガパスカル以下であって、最大蒸発量が10トン毎時以下等の条件を満たすものについては、電気工作物として取扱わないこととした。平成22年2月10日公表、4月1日施行。

「[国民の声集中受付月間(第1回)]において提出された提案等への対処方針について」(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
「全国規模の規制改革要望」に係る過去の未実現提案等のうち、各府省において「検討」等を行うとされた事項					
1	独占禁止法における優越的地位の濫用にあたる違法行為の明確化	「優越的地位の濫用規制」の法運用の透明性、事業者の予見可能性をできるだけ向上させるため、一般的なガイドラインとして、独占禁止法上問題となる行為を明らかにすることができないか検討を行い、結論を得る。	平成22年度検討・結論	公正取引委員会	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」を策定し、公表した(平成22年11月30日)。(実施済み)
2	金融商品取引所に上場している受益証券発行信託の受益証券にかかる、信託財産状況報告書の交付義務免除	信託財産状況報告書については、一定の受益者保護が図られている場合についてのみ、その交付義務を免除しているところである。受益証券が金融商品取引所に上場されている場合について、一定の受益者保護が図られている場合に該当するか、その実態を把握した上で検討する。	平成22年度検討・結論	金融庁	「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第48号)において、受益証券発行信託のうち、上場受益証券発行信託について、一定の条件を満たす場合には、信託財産状況報告書の交付義務を免除(平成22年11月19日施行)。
3	銀行法上の特定子会社における特定資産を対象とするGP(ゼネラル・パートナー)業務の許容	GP業務の許容は困難であるが、特定子会社の業務範囲について、資金を供給する業務として劣後ローンを認める方向で検討をする。	平成22年度検討・結論	金融庁	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成22年内閣府令第57号)において、特定子会社の業務範囲について、劣後ローンを含む資金の貸付け及び新株予約権の取得を追加(平成23年1月4日施行)。
4	自己株式に係る大量保有報告書提出義務の撤廃	大量保有報告書及び変更報告書の提出義務者から、発行会社自身を除くことが、大量保有の状況の透明性を確保する等の大量保有報告制度の趣旨に照らし適当か否かについて、自己株式に係る制度全体のあり方を踏まえ検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁	大量保有報告書及び変更報告書の提出義務者に発行会社を含めているのは、自己株式等の保有状況の開示が行われることにより、株券の需給情報という投資家に有用な情報を提供することができることを踏まえているものである。大量保有報告書及び変更報告書の提出義務者から、発行会社自身を除くことが、大量保有の状況の透明性を確保する等の大量保有報告制度の趣旨に照らし適当か否かについて、詳細な検討を行う必要があり、引き続き検討を行っている。
5	インサイダー取引規制における純粋持株会社の特例について	合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粋持株会社である場合に連結ベースの決算値を基準とすることについては、連結ベースを基準とする場合におけるその範囲や用いる数値基準の選択、更には純粋持株会社の単体ベースの売上高の変動を対象外とすべきか否か等の問題を含め、幅広く検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁	平成23年3月7日に開催された金融審議会総会において調査審議を開始し、ワーキング・グループの設置を決定。平成23年7月8日より、金融審議会「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」において議論を行い、平成23年12月15日にワーキング・グループ報告書を取りまとめたところ。今後、報告書の内容に沿って、必要な制度整備を行う予定。

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
6	企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の2第1項に定める訂正目論見書の公表方法に係る発行登録追補目論見書への準用	投資者に発行価格等の発行条件以外の事項が全て記載された発行登録目論見書が交付され、その後、発行価格等が確定され、その情報が発行登録目論見書に記載された方法(日刊紙2紙又は日刊紙1紙及びホームページでの閲覧等、企業内容等の開示に関する内閣府令第14条の2第1項に定める公表方法)により公表される場合に限り、当該公表を発行登録追補目論見書交付に代えることができるよう検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁	左記要望事項の改正を含む「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」が平成23年5月17日成立、5月25日公布。 また、「同法律の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令(平成24年内閣府令第4号)により企業内容等の開示に関する内閣府令等を改正し、発行登録書等に記載すべき事項であって発行価格等以外の事項や発行価格等の公表方法等を記載した書類をあらかじめ投資家に交付し、かつ当該公表方法により当該発行価格等が公表された場合には、発行登録追補目論見書の交付義務を免除することとした(平成24年4月1日施行)。
7	公開買付期間中における自己買付け	公開買付代理人が買付者の形式的基準による特別関係者である場合でも、東京証券取引所業務規程第66条に定める買付け(過誤訂正等のための買付け、顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等)ができるようにすることが適当か否か検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、公開買付代理人等が、公開買付者の特別関係者である場合でも、別途買付禁止の適用除外の対象となる旨を明確化(平成23年4月6日追加)。
8	完全孫会社の役員向けストックオプションに係る有価証券届出書の届出免除	開示会社の完全孫会社の役員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することが可能か、投資家保護の観点も踏まえ検討を行う。	平成22年度検討開始	金融庁	「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(平成23年内閣府令第19号)により企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、開示会社の完全孫会社の役員を対象としたストックオプションの付与について、有価証券届出書の届出義務を免除することとした(平成23年4月6日公布・施行)。
9	発行者による上場株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をすることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討する。	平成22年度検討開始	金融庁	「発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成六年大蔵省令第九十五号)を改正し、公開買付届出書の記載事項のうち、公開買付者の有価証券報告書等に記載されている「経理の状況」などについては、当該有価証券報告書等を提出した旨の記載に替えることを可とし、その場合には、当該有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を公開買付届出書の添付書類とすることとした(平成23年4月6日公布・施行)。
10	発行者以外の者による株券等に係る公開買付届出書の記載事項の簡略化	公開買付けにおいては、株主等は、比較的短期間のうちに、公開買付けに応募してその所有する株券等を売却するか否かという重要な判断をすることから、株主等にとっての情報の一貫性を確保しつつ、何らかの措置を取ることが可能かどうかにつき検討する。	平成22年度検討開始	金融庁	「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成23年内閣府令第28号)」を改正し、公開買付届出書の記載事項のうち、公開買付者・対象者の有価証券報告書等に記載されている「経理の状況」や「最近3年間の損益状況等」などについては、当該有価証券報告書等を提出した旨の記載に替えることを可とし、その場合には、当該有価証券報告書等の該当箇所を記載した書面を公開買付届出書の添付書類とすることとした(平成23年4月6日公布・施行)。



「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
11	ストックオプションの開示規制の適用除外	会社の取締役等のみ50名以上を勧誘の相手として1億円以上のストックオプションを発行した後(これのみでは開示規制はかからない)、6ヶ月以内に会社等の取締役等でない者を相手方として1億円未満の新株予約権証券を発行する場合を開示規制の適用除外とすることについて、投資家保護上の問題がないか等を見極めた上で検討する。	平成22年度検討開始	金融庁	「金融商品取引法施行令及び公認会計士法施行令の一部を改正する政令」(平成23年政令第96号)により金融商品取引法施行令を改正し、新株予約権証券の取得勧誘・売付け勧誘等が募集・売出しに該当するか否かを判定するための人数通算について、過去(取得勧誘の場合は6月以内・売付け勧誘等の場合は1月以内)に行われた当該新株予約権証券と同種の有価証券に該当する新株予約権証券(ストック・オプション)の取得勧誘・売付け勧誘等の相手方(発行会社の役員・使用人)の人数を通算しないこととした(平成23年4月6日公布・施行)。
12	公開買付届出書における「対象者の状況」の「その他」の記載事項の簡素化	公衆縦覧されている情報について、公開買付届出書における同内容の記載を必要があるか否かについて、株主等にとっての情報の一覧性にも配慮しつつ、検討する。	平成22年度検討開始	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、プレスリリース等がなされた場合に必ず「その他」欄への記載・訂正届出書の提出が求められるものではなく、応募の是非を判断するために必要と判断される情報や有価証券報告書等に記載されていない重要な事実を知っている場合における当該事実と該当する場合に限り、記載・提出すれば足りる旨を明確化(平成23年4月6日追加)。
13	公開買付期間中における買付者又は対象者による有価証券報告書等の提出が公開買付届出書の訂正届出書の提出事由とならないことの明確化	四半期報告書(半期報告書)の提出については、「株券等の公開買付けに関するQ&A」(平成21年7月3日に公表)において、対象会社における役員の変動等、一定の重大な事由が生じていない限りは、四半期報告書の提出のみをもって、公開買付届出書に係る訂正届出書の提案事由とはならないことを明確化したところであり、有価証券報告書の提出についても、投資者保護に配慮しつつ、併せて検討する。	平成22年度検討開始	金融庁	「株券等の公開買付けに関するQ&A」の追加を行い、 ・公開買付期間中に公開買付者又は対象者が有価証券報告書を提出した場合、訂正届出書の提出が必要であること ・公開買付期間中に有価証券報告書が提出される予定である旨及び提出予定時期の記載がなされている場合、訂正した公開買付説明書の交付は不要であることを明確化(平成23年4月6日追加)。
14	ドクターヘリの運行を請け負う航空事業者に対する消防用無線局及び医療・福祉用無線局に係る規制の見直し	ドクターヘリに搭載されている消防用無線及び医療・福祉用無線について、消防・救急活動における一元的な指揮による効果的な活動体制が担保されることを条件として、消防組織以外の者に対しても消防用無線局の免許を与えることについて検討を行う。	平成22年度検討・結論	総務省	ドクターヘリの運行を請け負う航空事業者が、消防用無線局の免許の主体となることが可能となるよう、電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)を改正(平成23年4月27日施行)。
15	日本語教育機関等で学ぶ就学生に対する資格外活動許可の拡張	日本語教育機関等で学ぶ就学生に対して、申請に基づき、原則として1週当たり28時間以内の資格外活動を包括的に許可するよう検討を行い、結論を出す。	平成22年度検討・結論	法務省	出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、在留資格「留学」と「就学」の区分をなくし、「留学」の在留資格へと一本化したことに伴い、日本語教育機関等で学ぶ者についても、原則として1週について28時間以内の資格外活動を包括的に許可することとした。(平成22年7月1日施行)

「国民の声集中受付月間(第1回)」において提出された提案等への対処方針について(平成22年6月18日閣議決定)における決定内容			実施時期	所管省庁	実施状況
番号	事項名	措置の概要			
16	外貨・内貨扱いULDの手続きの見直し	ULDのみを内貨・外貨の区分なく取り扱うことは、適当ではないが、ULDの特殊性に鑑み、実質的に内陸汎用性が高まるよう国内線・国際線の航空機への搭載に関する手続等の簡素化を検討する。	平成22年度検討・結論	財務省	内貨ULDを国際線の航空機へ搭載する都度求めてきた申請について、1年間に見込まれる積みみを一括して申請することを認め、包括的な承認を行う旨の関税局長通達(「国際輸送に使用される航空貨物用輸送器具の取扱いについて」(平成23年6月30日財関第747号))を発出し、国内線・国際線の航空機への搭載に関する手続等の簡素化を措置したことによって、利用者の利便性が向上した。(平成23年7月1日実施)
17	電気工作物にかかる重要変更以外の事後届出の見直し	発電、変電、送電等の電気事業にかかる電気工作物の重要な変更以外の事後届出(電気事業法第9条第2項)について、事業者負担の軽減の観点から、情報の利用状況及び情報獲得の代替措置等を勧奨のうえ、届出対象となる範囲等の見直しを検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	経済産業省	平成22年11月に総合資源エネルギー調査会電気事業分科会の下に設置された「制度環境小委員会」において、昨今の環境変化を踏まえ、「電気工作物にかかる重要変更以外の事後届出の見直し」に関する審議を行い、平成23年3月に電気事業法施行規則の変更を実施したところ(平成23年3月7日施行)。
18	建設工事現場の標識の大きさの見直し	戸建住宅などの建設工事現場においては、その敷地規模からして、現場に関わるすべての建設業者が標識を掲げることは、物理的に無理な場合があるとの指摘を踏まえ、建設業法において工事現場に掲示が義務付けられている法人の名称、許可番号、代表者の氏名等を記載した標識の大きさについて検討を行う。	平成22年度検討・結論	国土交通省	小規模工事においても掲示が容易となるよう、標識の大きさを縮小することとした、建設業法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年国土交通省令第106号)が平成23年12月27日付けで公布・施行された。
19	廃棄物処理施設の変更届の要件緩和	廃棄物処理施設の能力を単純に減少する場合の変更許可手続きについて、軽微変更届出としてよいか検討し、結論を得る。	平成22年度検討・結論	環境省	当該事項については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の2及び第12条の8の改正により措置済み。(平成23年4月1日施行)